

令和2年6月25日

令和2年第2回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会資料

(令和2年6月11日付託分)

附属資料

くらし安全防災局

目 次

	ページ
神奈川県犯罪被害者等支援条例 新旧対照表	1

神奈川県犯罪被害者等支援条例（平成21年神奈川県条例第3号）新旧対照表

改正	現行
<p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p><u>(3) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等の置かれている状況についての無理解による言動、配慮に欠ける対応、^{ひぼう}誹謗中傷等によって犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、生活の平穩の侵害その他の被害をいう。</u></p> <p><u>(4)～(7)</u>（略） （基本理念）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 犯罪被害者等支援は、すべての県民が犯罪被害者等を共に生きる地域社会の一員として尊重し、犯罪被害者等の置かれている状況についての理解を深め、及び<u>二次被害が生じることのないよう</u> 十分配慮して、それぞれの立場における自発的な取組を行うことができるよう推進されなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>第4条（略） （県民の責務）</p> <p>第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、<u>二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように努めるものとする。</u> （事業者の責務）</p> <p>第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに際しては、<u>二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等支援の推進に努めるものとする。</u></p> <p>第7条～第11条（略）</p>	<p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2)（略） （新規）</p> <p><u>(3)～(6)</u>（略） （基本理念）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 犯罪被害者等支援は、すべての県民が犯罪被害者等を共に生きる地域社会の一員として尊重し、犯罪被害者等の置かれている状況についての理解を深め、及び<u>犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩に</u>十分配慮して、それぞれの立場における自発的な取組を行うことができるよう推進されなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>第4条（略） （県民の責務）</p> <p>第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、<u>犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように努めるものとする。</u> （事業者の責務）</p> <p>第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに際しては、<u>犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等支援の推進に努めるものとする。</u></p> <p>第7条～第11条（略）</p>

改 正	現 行
<p>(弁護士等による相談体制の充実等)</p> <p>第12条 県は、<u>二次被害を防止し、及び犯罪被害者等が犯罪等に起因して直面している法律問題の円滑な解決を図るため、犯罪被害者等支援に精通している弁護士等による相談体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p>第13条～第15条 (略) (人材の育成等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 県は、<u>犯罪被害者等が二次被害</u> <u>_____</u><u>を受けることなく、適切な支援を受けることができるよう、行政機関の職員、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する団体の業務に従事する者その他の関係者に対し、犯罪被害者等支援に係る研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p>第17条 (略) (県民の理解の増進)</p> <p>第18条 県は、<u>県民が犯罪被害者等の置かれている状況、<u>犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性</u>についての理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう、情報の提供、啓発活動、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p>(事業者の理解の増進)</p> <p>第19条 県は、<u>事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、<u>犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性</u>についての理解を深め、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備改善その他の犯罪被害者等支援を推進できるよう、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p>第20条～第22条 (略)</p>	<p>(弁護士等による相談体制の充実等)</p> <p>第12条 県は、<u>_____</u>犯罪被害者等が犯罪等に起因して直面している法律問題の円滑な解決を図るため、犯罪被害者等支援に精通している弁護士等による相談体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>第13条～第15条 (略) (人材の育成等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 県は、<u>犯罪被害者等が配慮に欠ける言動により更なる被害を受けることなく、適切な支援を受けることができるよう、行政機関の職員、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する団体の業務に従事する者その他の関係者に対し、犯罪被害者等支援に係る研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p>第17条 (略) (県民の理解の増進)</p> <p>第18条 県は、<u>県民が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性_____</u><u>についての理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう、情報の提供、啓発活動、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p>(事業者の理解の増進)</p> <p>第19条 県は、<u>事業者が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性_____</u><u>についての理解を深め、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備改善その他の犯罪被害者等支援を推進できるよう、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p>第20条～第22条 (略)</p>